

～12月はハラスメント撲滅月間です～

ハラスメントでお困りの

労働者

企業担当者

就職活動中の学生

インターンシップ中の方

求職者

の皆さん

ハラスメント対応特別相談窓口にご相談ください！

開設期間：令和7年12月1日（月）～令和7年12月26日（金）

パワーハラスメントを行
ってはならない旨の方針
を明確化してくれない

セクハラについて会社
の担当者に相談したら
「当事者同士で解決し
ろ」と言われた

妊娠を報告したら、
同僚に、妊婦がいる
と周りが気を遣うか
ら迷惑だと言われた



こんなお悩みはありませんか？



上司からの暴言について、
相談窓口相談した
のに対応してくれない

パワハラ被害を受けてい
ると相談があったが、
会社としてどのように
対応すべきか？

OB訪問をしたらしつこく
食事や飲み회에誘われ、交際
を迫られた！

職場のパワハラ、セクハラ、いわゆるマタハラの相談のほか、就職活動中の学生等からのハラスメント相談、取引先や顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）に関する相談にも対応します。

兵庫労働局ハラスメント対応特別相談窓口

受付時間 9時00分～17時00分

※時間をかけて、丁寧にご相談に対応しています。

できるだけお早めにお電話またはご来庁ください。

電話番号 **078-367-0820**

場 所 神戸市中央区東川崎町1-1-3(クリスタルタワー15階)
兵庫労働局 雇用環境・均等部 指導課

